

⚠️ 農地転用には許可が必要です ⚠️**<農地転用とは>**

農地を農地以外のものにするを「農地転用」といいます。

例えば、住宅、駐車場、資材置場、畜舎、太陽光発電施設、山林などに土地利用を変更することです。



このような場合には、あらかじめ農地法に基づく申請を行い、農業委員会の許可を得る必要があります。※場所によっては許可できない場合があります。

<申請方法>

状況により、農地法による二つの申請があります。

4条申請…自分の農地を転用する場合

5条申請…他人の農地を買って（または借りて）転用する場合

重要!**無断転用は農地法違反です!!**

許可なく転用した場合は、農地法違反になります。工事の中止や農地への原状回復を命じられる場合があり、従わない場合は、厳しい罰則（3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金）が適用される場合があります。

ファミリー農園 入園者募集中!

農業委員会では、市民の皆様にも農作業を通じて農業への理解を深めていただくためにファミリー農園の仲介及びあっせんを行っています。

気軽に農作物や花を育てることができる土地をお探しの方や、親子で農業体験を行ってみたい方など、ぜひご相談ください!なお、入園は申込順となります。お早めにご連絡をお願いします。

- 農園所在地 指宿市十二町字山王平3464番1
(国立病院前交差点から鹿児島市方面へ約200m 国道沿い左側)
- 入園料 年間1,000円(1区画)
- 区画数 12区画のうち残り4区画(1区画約30㎡)

※お手続きの際は、入園に係る契約を締結するため、印鑑(認印可、シャチハタ不可)が必要です。

【お問い合わせ先】指宿市農業委員会事務局 農地総務係 TEL 22-2111(内線5721)

農用地あっせん情報

令和7年3月25日委員会承認

所在	希望地目		面積(㎡)	希望内容
	登記	現況		
西方石行前	畑	畑	654	売渡
西方御伊勢平	畑	畑	276	売渡
池田塔割目	畑	畑	1,004	売渡
山川福元大曲リ	畑	畑	963	売渡
山川福元西ノ俣	畑	畑	1,052	売渡
山川福元西ノ俣	畑	畑	521	売渡
山川岡児ヶ水桃木迫	畑	畑	604	売渡
山川岡児ヶ水桃木迫	畑	畑	642	売渡
開闢仙田, 開闢川尻地区周辺で4,000㎡ (1,500㎡以上/筆, 畑かん希望)	畑	畑	4,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

第12回農業委員会総会開催日6月25日(水) 各種申請受付締切 5月30日(金)

【お問い合わせ先】指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係5721 振興係5723 地域計画係5724